

■ 育児支援事業 【新生児聴覚検査の実施について】

1 事業概要

聴覚障害は早期発見され適切な支援が行われた場合には、障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができる。

赤ちゃんの健やかな発達のための重要な検査である新生児聴覚検査は、任意検査で、現在、自己負担で実施されている。

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚検査費用の全額助成を新たに開始する。

2 事業内容

北海道が参加を希望する市町村を代表し、各医療機関と新生児聴覚検査の実施と費用の負担に関する協定を締結する。

町は妊婦に対し新生児聴覚検査受診票を交付し、原則、聴覚検査は出生した医療機関において、出生してから退院までの間に検査を受けることとなる。

町は新生児聴覚検査の結果、要精密検査と診断された場合、実施した医療機関等と連携し、家庭訪問や精密検査の受診勧奨を行うなど、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行う。

3 検査方法

新生児聴覚検査の検査法は主に2つである。

(1) 自動 ABR（自動聴性脳幹反応）

ヘッドホンなどで音に対する聴神経から脳幹の電氣的反応により、内耳から脳幹までの聴覚経路を調べる検査

(2) OAE（耳音響放射）

鼓膜のすぐ奥の内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を收音して得られる反応により、内耳機能を評価する検査

4 新生児聴覚検査公費負担実施状況調べ（令和3年2月現在調べ）

	公費負担実施数	(再掲) 道協定参加数
北海道内 (179 市町村)	143 市町村	127 市町村
十勝管内 (19 市町村)	13 町村	10 町村